

甲府市産業廃棄物処理業者格付け申請 手引書

甲府市環境部ごみ収集課
【令和4年4月】

1 制度の目的

本制度は、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の底上げ、産業廃棄物処理業に対する市民理解の増進を図るものです。

2 申請の資格・対象者

(特別管理) 産業廃棄物処理業者であって、次に掲げる事項すべてに該当する場合に限り、申請することが可能です。

- (1) 甲府市内に事業所を有しており、申請時点で甲府市内での処理実績が3年以上あること
- (2) 過去5年にわたり、特定不利益処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく改善命令、事業停止命令等）を受けていないこと
- (3) 過去5年にわたり、廃棄物処理法に係る文書勧告を受けていないこと
- (4) 廃棄物処理法施行規則第9条の3第7号に規定する法人税等及び社会保険料、労働保険料の滞納がないこと

3 申請の方法

○申請書は、甲府市指定の申請書様式等（以下に掲載）により、本「手引書」及び記入例をご確認の上作成してください。

○申請書は、**2部（正本1部、副本1部）作成**し、必要書類を添えて5に掲げる「申請受付窓口」に持参してください。

○格付けの申請は許可更新の申請時に併せて行うことができます。ただし、次に該当する場合は、許可の有効期限内に申請を行うことができます。

- (1) 格付けを受けていない者が格付けを受けようとするとき
- (2) 格付けを受けた者が、再度格付けを受けようとするとき（許可の有効期間内に1回に限る）

4 申請に必要な書類

○甲府市産業廃棄物処理業者格付け申請書（様式第1号）

○評価項目適合申告書（添付書類第1面）

※適合する項目にチェックを入れていただきますが、チェックを入れた内容は日程調整の上、後日、申請者の事業所に市担当者が立入調査を行い、適合性の確認をします。立入調査日が決まりましたら、立入調査が

円滑に進むように該当書類等の準備をお願いします。(確認内容の詳細は別ファイルの「甲府市産業廃棄物処理業者格付け制度に係る評価項目の考え方」を参照)。

- 誓約書(様式第2号)
- 国税(法人税)及び地方消費税について、税務署長が交付する未納がないことを証明する書類
- 県税(県民税、事業税及び不動産取得税)について、県税務事務所長等(県民税については個人の場合は市長)が交付する未納がないことを証明する書類
- 市税(市税、固定資産税、事業所税及び都市計画税)について、市長が交付する未納がないことを証明する書類
- 社会保険料について、年金事務所長が発行する未納がないことを証明する書類
- 労働保険料について、地方労働局長が発行する未納がないことを証明する書類
- (格付け申請を産業廃棄物処理業更新許可申請と併せて提出しない場合かつ評価項目適合申告書の⑤財務体質の健全性にチェックが入る場合)直前三事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

※様式については、市のホームページからダウンロードできます。

5 申請受付窓口

- 環境部ごみ収集課へ申請してください。
- 甲府市上町 601-4
甲府市環境センター 環境部ごみ収集課
電話：055-241-4313

6 申請受付時間等

- 申請は予約制で、産業廃棄物処理業更新許可申請と併せて申請する場合、有効年月日が切れる概ね2ヶ月前からの受付となります。
- 格付けを受けていない者が格付けを受けようとする場合等、産業廃棄物処理業更新許可申請と併せずに申請する際は、随時受付をします。
- 必ず、上記「受付窓口」に電話であらかじめご予約のうえ、ご来所ください。
- 申請受付時間は、9:00~17:00となります。
(但し12:00~13:00及び閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始)を除く。)

7 申請手数料

手数料は不要です。

8 留意事項

(1) 申請時における留意事項

○添付書類は4に記載している書類の順番に並べ、正本のみフラットファイル等で綴じて提出してください。

○郵送交付を希望する場合は許可証郵送用封筒と切手（430円）を同封してください。また、同時申請により複数枚の許可証が発行される場合やクリアファイル等に入れて返送を希望する場合は内容物の重量に応じた額面の切手を貼付してください。

※産業廃棄物処理業更新許可申請と併せて申請する際に、許可証郵送を希望する場合、許可証郵送用封筒と切手を重複して持参する必要はありません。

○産業廃棄物収集運搬業・処分業で評価項目が異なることや、同一の産業廃棄物処理業者でも、産業廃棄物処理業の種類により、許可の有効期限が異なるため、申請書はそれぞれの処理業ごとに必要となります。

○申請書は、市の担当者が直接申請者等と面談し、内容を確認した上で受理しますので、申請時には**申請者本人又は申請内容に精通した方**がおいでください。申請内容について確認できない場合、受理しないことがあります。また、郵送など、**面談ができない方法での申請は受け付けていません**。

(2) 添付書類等における留意事項

○公的機関等からの証明書類等

公的機関等が交付する証明書類は、申請日より3ヶ月以内に発行されているものを添付してください。

また、複数の処理業について同時に格付け申請を行う場合、公的機関等からの証明書類は、いずれかの申請書の正本に1部を添付し、それ以外の申請書にはコピーを添付で構いません。

9 審査及び格付けの決定

○申請書を受理し、格付けを行った結果は、許可証上で☆～☆☆☆☆マークが印刷されます。

【☆☆☆の例】



- 格付けの評価基準については、別ファイルの「甲府市産業廃棄物処理業者格付け制度実施要領」の別表2を参照してください。
- 申請書を受理してから許可証を交付するまでの標準処理期間は、概ね75日間です。
- 審査の過程で書類の不備がある場合、補正を求める場合があります。書類が整うまでは審査を行うことができないため、格付け決定も延長されることがあります。

10 格付けの辞退

格付け業者が格付けを辞退する場合は、甲府市産業廃棄物処理業者格付け辞退届出書（様式第3号）を正本、副本として2部作成し、上記申請窓口に提出してください。

※辞退届出書は申請窓口に郵送でも可。

※様式については、市ホームページからダウンロードできます。

【記載例】

様式第1号（第2関係）

甲府市産業廃棄物処理業者格付け申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

甲府市長 〇〇 〇〇 様

申請者 郵便番号 400-〇〇〇〇

住 所 山梨県甲府市〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇 印
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇〇

甲府市産業廃棄物処理業者格付け制度実施要綱第3第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

許可証右上に記載されている 11ケタの番号を記載	許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	許可証内に記載されている 許可の年月日を記載	許可年月日	平成26年〇月〇日
本市の業許可に係る許 可番号及び許可年月日					
本市における産業廃棄物 処理業の事業所の所在地	山梨県甲府市〇〇〇〇〇				

・収集運搬業において、甲府市内に積替保管施設がある場合は当該施設の所在地を記載する。積替保管施設がない場合は本社の所在地を記載する。
・処分業においては処分施設のある事業場の所在地を記載する。

【記載例】

様式第2号（第2関係）

誓 約 書

甲府市長 ○○ ○○ 様

甲府市産業廃棄物処理業者格付け制度の申請にあたり、過去5年にわたり廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号の特定不利益処分、または、廃棄物処理法に係る文書勧告を受けていないことを誓約します。

また、格付けを取り消された場合には、許可証の書き換えに応じることを誓約します。

○○年○○月○○日

住 所 山梨県甲府市○○○○○

氏 名 株式会社○○○○○ 印
代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては名称及び代表者名)

【記載例】

様式第3号（第5関係）

甲府市産業廃棄物処理業者格付け辞退届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

甲府市長 〇〇 〇〇 様

申請者 郵便番号 400-〇〇〇〇

住 所 山梨県甲府市〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇 印
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇〇

甲府市産業廃棄物処理業者格付け制度実施要領第5の規定により、格付けを辞退します。

許可証右上に記載されている 11ケタの番号を記載	許可番号	許可年月日
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇年〇月〇日
本県の業許可に係る許 可番号及び許可年月日		
辞退する理由	〇〇のため	
	理由を具体的に記載する。	